

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年4月1日～令和6年4月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
1	JIS	制定		遮熱コーティングの高温熱伝導率測定方法	Measurement method for thermal conductivity of thermal barrier coatings at elevated temperature	この規格は、遮熱コーティングを構成するセラミックスのトップコートの、コーティング面に垂直方向の熱伝導率を室温から1 000 °Cまでの範囲で測定する方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・熱拡散率の測定装置 ・試料 ・測定手順 ・トップコートの熱伝導率 ・報告		ISO 24449:2021, Metallic and other inorganic coatings - Determination of thermal conductivity of thermal barrier coatings at elevated temperature(MOD)	一般財団法人 大阪科学技術センター	一般財団法人 日本規格協会
2	JIS	制定		プレス機械－安全性－第1部：一般安全要求事項	Machine tools safety - Presses - Part 1: General safety requirements	この規格は、常温の金属又は部分的に金属から成る材料、及びその他の同様の材料(例えば、ボール紙、プラスチック、ゴム、皮革など)を加工するプレス機械について、設計者、製造業者及び供給者が満足しなければならない技術的安全要求事項及び方策を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・重要危険源のリスト ・安全要求事項及び保護方策 ・安全要求事項及び保護方策の検証 ・使用上の注意 ・附属書(規定) 最小距離の計算		ISO 16092-1:2017, Machine tools safety - Presses -Part 1: General safety requirements(MOD)	一般社団法人 日本鍛圧機械工業会	一般財団法人 日本規格協会
3	JIS	制定		プレス機械－安全性－第2部：機械プレスの安全要求事項	Machine tools safety - Presses - Part 2: Safety requirements for mechanical presses	この規格は、第1部に加えて、次のグループの機械プレス及び機械プレス生産システムの設計者、製造業者及び供給者が満足しなければならない技術的安全要求事項及び方策を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・重要危険源のリスト ・安全要求事項及び保護方策 ・安全要求事項及び保護方策の検証 ・使用上の注意 ・附属書(規定) 最小距離の計算		ISO 16092-2:2019, Machine tools safety - Presses -Part 2: Safety requirement for mechanical presses(MOD)	一般社団法人 日本鍛圧機械工業会	一般財団法人 日本規格協会
4	JIS	制定		プレス機械－安全性－第3部：液圧プレスの安全要求事項	Machine tools safety - Presses - Part 3: Safety requirements for hydraulic presses	この規格は、第1部に追加して、常温の金属又は部分的に金属部を含む材料、及びその他の同様の材料(例えば、ボール紙、プラスチック、ゴム、皮革など)を加工することを意図した液圧プレスの設計者、製造業者及び供給者が適用する技術的安全要求事項及び保護方策を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・重要危険源のリスト ・安全要求事項及び保護方策 ・安全要求事項及び保護方策の検証 ・使用上の注意 ・附属書(規定) 最小距離の計算		ISO 16092-1:2017, Machine tools safety - Presses -Part 1: General safety requirements(MOD)	一般社団法人 日本鍛圧機械工業会	一般財団法人 日本規格協会
5	JIS	改正	A6201	コンクリート用フライアッシュ	Fly ash for use in concrete	この規格は、コンクリート又はモルタルに混和材料として用いるフライアッシュについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・品質の多様化に対応し品質にAPI法によるボゾラン活性評価指数を追加する。 ・活性度の迅速な評価方法として附属書F(ボゾラン活性評価指数(API)の試験方法)を追加する。 ・蛍光X線分析法による二酸化けい素の分析について、分析精度が低いことから、その前処理として、試料に融剤を混合して加熱溶融するガラスビード法を追加する(附属書JA)。さらに、蛍光X線強度のドリフト補正方法を追加する(附属書JB)。蛍光X線分析における各種補正を適用する場合の補正方法を参考として追加する(附属書JC)。 ・国際規格に整合し、強熱減量測定における設定温度を975 °C±25 °Cから950 °C±25 °Cに改正する。また、分析の実態から強熱時間は最初に15分以上とし、その後恒量になるまで15分間の強熱を繰り返すこととする(8.3)。		ISO 22904:2020 Additions for concrete(MOD)	日本フライアッシュ協会	一般財団法人 日本規格協会
6	JIS	改正	B8008-2	往復動内燃機関一掃気排出物測定－第2部：ガス状排出物及び粒子状排出物の搭載状態での測定	Reciprocating internal combustion engines - Exhaust emission measurement- Part 2: Measurement of gaseous and particulate exhaust emissions under field conditions	この規格は、JIS B8008-1及びJIS B8008-4とともに、搭載状態における定常状態及び過渡状態の往復動内燃機関(RIC機関)から排出されるガス及び粒子状物質の排出ガスの現地での測定及び評価方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、可搬式排出物測定装置(PEMS)による実使用状態での排出物評価を対象としていることを追加する。 ・試験方法を大きく二つに分割し、定常状態での個別モード(Discrete mode)評価及び実使用状態での可搬式排出物測定装置(PEMS)を用いた試験に分けてそれぞれ規定する。 ・規定の附属書として、可搬式排出物測定装置(PEMS)に対する要求事項を追加する。 ・規定の附属書として、実使用状態下での排出率評価のための基準仕事量の決定方法を追加する。 ・規定の附属書として、排出物排出率の計算及び評価方法を追加する。 ・規定の附属書として、エンジンコントローラ(ECU)出力信号に対する要求事項を追加する。		ISO 8178-2:2021, Reciprocating internal combustion engines -Exhaust emission measurement- Part 2: Measurement of gaseous and particulate exhaust emissions under field conditions(MOD)	日本内燃機関連合会	一般財団法人 日本規格協会
7	JIS	改正	B8032-2	内燃機関－小径ピストンリング－第2部：測定方法	Internal combustion engines -Small diameter piston rings- Part 2: Inspection measuring principles	この規格は、往復動内燃機関に使用する呼び径200 mm以下のピストンリングの測定方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・リング下面の円周方向のうねりの測定方法を追加する。 ・引用規格、関連する規格としてISO規格を参照している部分を見直す。		ISO 6621-2:2020, Internal combustion engines -Piston rings-Part 2: Inspection measuring principles(MOD)	一般社団法人 日本陸用内燃機関協会	一般財団法人 日本規格協会
8	JIS	改正	B8032-9	内燃機関－小径ピストンリング－第9部：鑄鉄製キーストリング	Internal combustion engines -Small diameter piston rings- Part 9 : Keystone rings made of cast iron	この規格は、往復動内燃機関に使用する呼び径70 mm以上200 mm以下のピストンリングのキーストリングのタイプT、TB、TBA、TM、K、KB、KBA及びKMの基本的寸法及び特性について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・PVDコーティングの厚さの規定を追加する。 ・引用規格、関連する規格としてISO規格を参照している部分を見直す。		ISO 6624-1:2017, Internal combustion engines -Piston rings- Part 1: Keystone rings made of cast iron(MOD)	一般社団法人 日本陸用内燃機関協会	一般財団法人 日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年4月1日～令和6年4月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
9	JIS	改正	B8032-16	内燃機関—小径ピストンリング—第16部:コイルスプリング付き鋳鉄製薄幅オイルコントロールリング	Internal combustion engines—Small diameter piston rings—Part 16: Coil—spring—loaded oil control rings of narrow width made of cast iron	この規格は、往復動内燃機関に使用する呼び径200 mm以下のピストンリングのコイルスプリング付き鋳鉄製薄幅オイルコントロールリングのタイプDSF-C、SSF、GSF、SSF-L、DSF-NG及びDSF-CNPの基本的寸法及び特性について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・タイプの追加(DSF-NG、DSF-CNP)、タイプDSF-Cのコーティング厚さの追加、及びオイルコントロールリングの面圧分類を削除する。 ・引用規格、関連する規格としてISO規格を参照している部分を見直す。		ISO 6626-2:2013, Internal combustion engines—Piston rings—Part 2: Coil—spring—loaded oil control rings of narrow width made of cast iron(MOD)	一般社団法人日本陸用内燃機関協会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	B9714	機械類の安全性—予期しない起動の防止	Safety of machinery—Prevention of unexpected start-up	この規格は、危険区域内での人の安全な介入(附属書A参照)を可能とするための予期しない機械の起動(3.2参照)の防止を目的として、設計に組み込むべき手段に対する要求事項を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・全般:リスクアセスメントの実施の強化のために、規格全体を通して、JIS B 9700:2013で規定する要求事項との整合化を図る。 ・引用規格:対応国際規格における引用規格の変更に合わせ、この規格の引用規格の見直しを行う。 ・用語の定義:ISO 14118の改訂にあわせて、“予期しない起動/意図しない起動”(3.2)の定義を変更する。 ・箇条4～箇条6:ISO 14118の改訂にあわせて、リスクアセスメントの実施要求を強化するために、予期しない起動を防止するための方策に係わる規定を改める。 ・4.4番号及び警報(遅れ起動):ISO 14118の改訂にあわせて、附属書B(参考)として規定していた“信号及び警報”を本文の要求事項として規定する。		ISO 14118:2017, Safety of machinery—Prevention of unexpected start-up(IDT)	一般社団法人日本機械工業連合会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	C3005	ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法	Test methods for rubber or plastic insulated wires and cables	この規格は、各種ゴム材料又はプラスチック材料で、絶縁体又は絶縁体及びシースを施した電線・ケーブル・コードの一般的試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・電線の断面形状などの測定において、測定装置として普及している画像解析装置を追加する。 ・アナログ式測定装置が販売中止となりつつあるため、これに替わる適切なデジタル式測定装置を追加する。 ・ケーブルの厚さ測定において、充塞構造の多心ケーブルの測定方法を明確にするため、図などを追加する。 ・試験において、試験結果の再現性の向上を図るため、試験温度、時間などの公差を規定する。			一般社団法人日本電線工業会 一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	C3410	船用電線	Cables and flexible cords for electrical equipment of ships	この規格は、船内の電気設備に用いるケーブル、コード及び絶縁電線について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・品質の向上を図るため、特性において、絶縁抵抗、線間静電容量、インダクタンスと導体抵抗との比などを改める。 ・最近の技術の向上を反映して、試験の効率化のため、絶縁体に対するホットセット試験の試験時間を“10分”から“5分”に改める。		IEC 60092-353:2016, Electrical installations in ships—Part 353: Power cables for rated voltages 1 kV and 3 kV(MOD) IEC 60092-354:2020, Electrical installations in ships—Part 354: Single—and three—core power cables with extruded solid insulation for rated voltages 6 kV (Um = 7.2 kV) up to 30 kV (Um = 36 kV)(MOD) IEC 60092-360:2021, Electrical installations in ships—Part 360: Insulating and sheathing materials for shipboard and offshore units, power, control, instrumentation and telecommunication cables(MOD) IEC 60092-376:2017, Electrical installations in ships—Part 376: Cables for control and instrumentation circuits 150/250 V (300 V)(MOD)	一般社団法人日本電線工業会 一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	C3411	船用電気設備—船及びオフショア用の電力、制御及び計装ケーブルの一般構造及び試験方法	Electrical installations in ships—General construction and test methods of power, control and instrumentation cables for shipboard and offshore applications (Amendment 1)	この規格は、船及びオフショア(移動及び固定)ユニットにおける18/30(36) kV以下の電圧の電気システム用の銅導体をもつ電力、制御及び計装ケーブルの一般構造要求事項及び試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・部分放電試験において、試験の再現性を向上するため、試験条件を明確に規定する。 ・ケーブルの外側寸法の下限値、上限値の計算を本文規定で明確にするための項目を、新たに追加する。		IEC 60092-350:2014, Electrical installations in ships—Part 350: General construction and test methods of power, control and instrumentation cables for shipboard and offshore applications(IDT)	一般社団法人日本電線工業会 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	G3522	ピアノ線	Piano wires	この規格は、主として動的な力を受けるばねに適用されるピアノ線について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・製造方法において、インラインバテンチング処理を施した線材を使用し、複数回の伸線工程で製造する場合、初回のオフラインバテンチング処理は省略できることを明確にする。 ・標準線径において、生産者・使用者ともに標準線径は不要であることから、この規定を削除する。 ・試験片の採り方において、A種及びB種は「1コイルごとの採取」から「代表する1コイルの片端から採取」することに改める。なお、V種は現行規格のままとする。 ・表示において、検査に合格した線には、「1コイルごとに表示する」と明確にする。		ISO 8458-1:2002, Steel wire for mechanical springs—Part 1: General requirements ISO 8458-2:2002, Steel wire for mechanical springs—Part 2: Patented cold—drawn non—alloy steel wire(MOD)	線材製品協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年4月1日～令和6年4月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
15	JIS	改正	G5903	鑄鉄製又は鑄鋼製のショット及びグリット	Shot and grit made of cast iron or cast steel	この規格は、ブラストクリーニング、ショットピーニング、凹凸加工及びエッチング加工に用いる鑄鉄製又は鑄鋼製のショット・グリットについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、JIS B2711(ばねのショットピーニング)とのダブルスタンダードを回避する為、“ばねの表面に処理するショットピーニングについては、受渡当事者間の協定によってJIS B 2711を適用してもよい。”を追加する。 ・用語及び定義において、“下地処理”を“凹凸加工”に変更し、その定義を“ショット又はグリットを被投射物に投射し、基地表面に梨地状の凹凸を付ける加工方法”に改める。 ・品質において、“ショットの累積残留粒度分布”及び“グリットの累積残留粒度分布”の規定値をJIS Z8801-1に整合するように見直し、スチールショットの“累積残留粒度分布”に微細投射材の規定値を追加する。 ・測定方法において、未使用の試料であることを明確にするために“ただし、試料は未使用のショット又はグリットを用いる。”を追加する。			一般社団法人 日本鑄造協会	一般財団法人 日本規格協会
16	JIS	改正	K8050	1-アミノ-2-ナフトール-4-スルホン酸(試薬)	1-Amino-2-naphthol-4-sulfonic acid (Reagent)	この規格は、試薬として用いる1-アミノ-2-ナフトール-4-スルホン酸について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状に結晶水の種類について記載する。 ・水分の規格値を変更する。 ・純度を低下させる、すりつぶし操作及び溶解操作を削除する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
17	JIS	改正	K8057	アリザリンレッドS(試薬)	Alizarine red S (Reagent)	この規格は、試薬として用いるアリザリンレッドSについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状に一水和物の存在を追記する。 ・強熱残分の試験で、強熱温度を500℃±50℃に変更する。 ・変色範囲(pH)で、pH4.8の試験を削除する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
18	JIS	改正	K8123	塩化カルシウム(試薬)	Calcium chloride (Reagent)	この規格は、試薬として用いる塩化カルシウムについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度(CaO2)の試験方法に、自動滴定装置を用いる光度滴定法を追加する。 ・りん酸塩(PO4)の試験方法の還元剤を強化すからアスコルビン酸に変更する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
19	JIS	改正	K8138	塩化銅(Ⅰ)(試薬)	Copper(Ⅰ) chloride (Reagent)	この規格は、試薬として用いる塩化銅(Ⅰ)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状(5.1)の表現を“白からほとんど白の結晶性粉末”を“白から緑味の灰色の結晶又は結晶性粉末”に変更する。 ・純度(CuO)(7.2)の試験において、目視による終点判断を行う記述を追加する。 ・硫酸塩(SO4)(7.8)の試験において、器具及び装置に“ホットプレート 加熱方式が熱伝導式で、約100℃に調節できるもの。”を追加し、操作で“沸騰水浴上で蒸発乾固”を“沸騰水浴上又は約100℃のホットプレート上で蒸発乾固”に変更する。 ・原子吸光分析法の試験を“ナトリウム(Na)、カリウム(K)及びカルシウム(Ca)”及び“鉛(Pb)及び鉄(Fe)”の2系統に変更する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
20	JIS	改正	K8150	塩化ナトリウム(試薬)	Sodium chloride (Reagent)	この規格は、試薬として用いる塩化ナトリウムについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・2液の調製に用いる2 mol/L塩酸を2 mol/L水酸化ナトリウム溶液に変更する。		ISO 6353-2:1983, Reagents for chemical analysis-Part 2-Specifications-First serise-R32 Sodium chloride(MOD)	一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
21	JIS	改正	K8152	塩化ニッケル(Ⅱ)六水和物(試薬)	Nickel(Ⅱ) chloride hexahydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる塩化ニッケル(Ⅱ)六水和物について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状の表現を“緑から暗い青緑の結晶又は結晶性粉末”に変更する。 ・鉛(Pb)の試験方法で、試料溶液の調製を“塩酸(2+1)1.5 mL及び水を加えて溶かし”に変更する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
22	JIS	改正	K8213	1-オクタノール(試薬)	1-Octanol (Reagent)	この規格は、試薬として用いる1-オクタノールについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・別名にカプリルアルコールを追加した。 ・不揮発物(7.6)の試験で、蒸発乾固後の加熱時間を2時間から、30分間に変更する。また、器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能にする。 ・酸価を酸(CH3COOHとして)に変更する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
23	JIS	改正	K8377	酢酸ブチル(試薬)	Butyl acetate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる酢酸ブチルについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状で“エタノール(99.5)及びジエチルエーテルに混ざりやすい”に変更することとした。 ・純度試験に用いる窒素ガスを追加した。 ・不揮発物の試験で、器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、乾燥を105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を明確化した。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
24	JIS	改正	K8382	酢酸メチル(試薬)	Methyl acetate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる酢酸メチルについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状で“エタノール(99.5)及びジエチルエーテルに混ざりやすい”に変更することとした。 ・純度試験に用いる窒素ガスを追加した。 ・不揮発物の試験で、器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、乾燥を105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を明確化した。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
25	JIS	改正	K8405	酸化亜鉛(試薬)	Zinc oxide (Reagent)	この規格は、試薬として用いる酸化亜鉛について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格項目からりん酸塩(PO4)を削除し、マグネシウム(Mg)を追加する。 ・硝酸塩の試験方法を限度内試験から定量法に変更する。 ・鉛の測定波長に217.0 nmを追加する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
26	JIS	改正	K8487	ジフェニルアミン(試薬)	Diphenylamine (Reagent)	この規格は、試薬として用いるジフェニルアミンについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験をガスクロマトグラフィーに変更する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会
27	JIS	改正	K8575	水酸化カルシウム(試薬)	Calcium hydroxide (Reagent)	この規格は、試薬として用いる水酸化カルシウムについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状(5.1)“熱水に更に溶けにくく”を追加する。 ・純度[Ca(OH)2]及び炭酸塩(CaCO3)(7.2)試験方法に自動滴定装置を用いる電位差滴定を追加する。			一般社団法人 日本試薬協会	一般財団法人 日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年4月1日～令和6年4月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
28	JIS	改正	K8723	ニトロベンゼン(試薬)	Nitrobenzene (Reagent)	この規格は、試薬として用いるニトロベンゼンについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状の記述を“エタノール(99.5)及びジエチルエーテルには極めて混ざりやすく”に変更した。 ・純度試験で用いるキャリアーガスに窒素を追加した。			一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会
29	JIS	改正	K8780	ピロガロール(試薬)	Pyrogallol (Reagent)	この規格は、試薬として用いるピロガロールについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験のガスクロマトグラフィーの条件を変更する。 ・強熱残分(硫酸塩)及び鉄(Fe)を規格項目に追加する。			一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会
30	JIS	改正	K8812	2-ブタノール(試薬)	2-Buthanol (Reagent)	この規格は、試薬として用いる2-ブタノールについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・別名を追加する。 ・純度の単位を面積分率%に変更した。また、ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスに、窒素を追加する。 ・性状で、“水に溶けやすく、エタノール(99.5)及びジエチルエーテルに極めて混ざりやすい。”に変更した。 ・不揮発物試験で、器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、蒸発乾固後の乾燥は、105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を設定した。			一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会
31	JIS	改正	K8828	りん酸水素二ナトリウム・12水(オキシダント測定用)(試薬)	Disodium hydrogenphosphate dodecahydrate for oxidant analysis (Reagent)	この規格は、試薬として用いるりん酸水素二ナトリウム・12水(オキシダント測定用)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・英名の“12-water”を“dodecahydrate”に変更する。 ・純度の単位を%から質量分率%に変更する。また、自動滴定で用いる電極に複合電極を追加する。 ・重金属(Pbとして)を鉛(Pb)に変更する。			一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会
32	JIS	改正	K8838	1-プロパノール(試薬)	1-Propanol (Reagent)	この規格は、試薬として用いる1-プロパノールについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度の単位を面積分率%に変更し、ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスに、窒素を追加する。 ・性状の表現を、“水、エタノール(99.5)及びジエチルエーテルに極めて混ざりやすい。”に変更する。 ・器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、蒸発乾固後の乾燥は、105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を設定する。			一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会
33	JIS	改正	K8872	ホルムアルデヒド液(試薬)	Formaldehyde solution(Reagent)	この規格は、試薬として用いるホルムアルデヒド液について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状の表現を“水に極めて混ざりやすく”に変更する。 ・強熱残分(硫酸塩)の試験で、硫酸の添加を蒸発後に変更する。 ・メタノールの試験でキャリアーガスに窒素ガスを追加する。	ISO 6353-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3:Specifications-Second series R63 Formaldehyde solution(MOD)	一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会	
34	JIS	改正	K8873	ホルムアミド(試薬)	Formamide(Reagent)	この規格は、試薬として用いるホルムアミドについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状(5.1) “水及びエタノール(99.5)に混ざりやすく、ジエチルエーテルには極めて混ざりにくい。”に変更する。 ・純度(HCONH2)(GC)(7.2) 単位を面積百分率に変更し、ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスの種類に窒素ガスを追加する。 ・水分(7.7) “測定溶媒は、JIS K 8891に規定するメタノール又は水分計の製造業者が推奨するものとする。”に変更する。 ・不揮発物(7.8) 器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、蒸発乾固後の乾燥は、105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を設定する。 ・ぎ酸(HCOOHとして)をぎ酸(HCOOH)に変更する。			一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会
35	JIS	改正	K8903	4-メチル-2-ペンタノン(試薬)	4-Methyl-2-pentanone (Reagent)	この規格は、試薬として用いる4-メチル-2-ペンタノンについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度(7.2)の温度条件などを変更し、用いるガスに窒素を追加する。 ・測定溶媒及び電解液を“JIS K 8777に規定するトリソルの体積5とJIS K 8105に規定するエチレンジアミンの体積1とを混合したもの、又は水分計の製造業者が推奨するものとする。”とする。 ・不揮発物の試験で、器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、蒸発乾固後の乾燥は、105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を設定する。			一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会
36	JIS	改正	K8960	硫酸アンモニウム(試薬)	Ammonium sulfate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる硫酸アンモニウムについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度[(NH4)2SO4](7.2) 純度純度試験に自動滴定装置を導入する。 ・硝酸塩(NO3)(7.7) 試験方法を限度内試験であるインジコカルミン比色法から、定量が可能なフルシン比色法に変更する。 ・強熱残分(硫酸塩)(7.4) 強熱時間を1時間から15分間に変更し、最初の加熱後のつぼの質量が、あらかじめ恒量とした時点でその質量に対し恒量の範囲であれば、更なる恒量操作を行わないことに変更する。 ・りん酸塩(PO4)(7.8) 炭酸ナトリウムを加えて蒸発乾固を行う前処理を削除する。 ・マグネシウム(Mg)、カルシウム(Ca)、銅(Cu)、鉛(Pb)及び鉄(Fe)(7.11) 強熱残分(硫酸塩)の残さ(残渣)を利用したICP発光分光分析法を導入する。	ISO 6353-3:1987, reagents for chemical analysis - Part 3:Specifications - Second series R 45 Ammonium sulfate (Reagent)(MOD)	一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会	
37	JIS	改正	K8962	硫酸カリウム(試薬)	Potassium sulfate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる硫酸カリウムについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格項目にマグネシウム(Mg)を追加する。 ・窒素化合物(Nとして)の試験方法は、セミマイクロケルダール法から蒸留—インドフェノール青法に変更する。 ・ナトリウム(Na)の試験方法を蛍光光度法から原子吸光分析法に変更する。	ISO 6353-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3: Specifications-Second series R 85 Potassium sulfate (Reagent)(MOD)	一般社団法人 日本試薬協会 一般財団法人 日本規格協会	

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年4月1日～令和6年4月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
38	JIS	改正	K8982	硫酸アンモニウム鉄(Ⅲ)・12水(試薬)	Ammonium iron(Ⅲ) sulfate dodecahydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる硫酸アンモニウム鉄(Ⅲ)・12水について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・英名 Ammonium iron(Ⅲ) sulfate dodecahydrateに変更する。 ・性状を“硫酸アンモニウム鉄(Ⅲ)・12水は、うすい紫から紫の結晶又は結晶性粉末で、水に溶けやすく、エタノール(99.5)にほとんど溶けない。約37℃で融け、また、空气中で潮解する。”に変更する。 ・硝酸塩(NO3)(7.6) 試験方法を限度内試験であるインジゴカルミン比色法から、定量可能なフルシン比色法に変更する。 ・ナトリウム(Na)及びカリウム(K)(7.8) 炎光光度法から原子吸光分析法に変更する。		ISO 6353-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3-Specifications-Second series R43 Ammonium iron(Ⅲ) sulfate dodecahydrate (Reagent)(MOD)	一般社団法人日本試薬協会 一般財団法人日本規格協会
39	JIS	改正	K8994	硫酸リチウム一水和物(試薬)	Lithium sulfate monohydrate (Reagent)	この規格は、試薬として用いる硫酸リチウム一水和物について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲の注記で別名として硫酸二リチウム一水和物(Dilithium sulfate monohydrate)を記載する。 ・性状で、“注記 硫酸リチウム一水和物は、水温が低いほど水によく溶ける。”を記載する。 ・純度(Li2SO4・H2O)の試験方法に自動滴定装置を用いる電位差滴定を追加する。 ・硝酸塩の試験方法をインジゴカルミン比色法からフルシン吸光光度法に変更する。 ・マグネシウム(Mg)及びカルシウム(Ca)の試験方法で、試料を直接はかりとることとし、試料量を従来の10 gから2 gに変更する。			一般社団法人日本試薬協会 一般財団法人日本規格協会
40	JIS	改正	K9007	りん酸二水素カリウム(試薬)	Potassium dihydrogen phosphate (Reagent)	この規格は、試薬として用いるりん酸二水素カリウムについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度(KH2PO4)(7.2) 電位差滴定で用いる指示電極に最近使用されるようになった銀電極を追加する。 ・硝酸塩(NO3)(7.7) 試験方法を限度内試験であるインジゴカルミン比色法から、定量可能なフルシン比色法に変更する。 ・ナトリウム(Na)(7.9) 炎光光度法から原子吸光分析法に変更する。 ・アンモニウム(NH4)(7.12) インドフェノール青法を蒸留-インドフェノール青法に変更する。 ・重金属(Pbとして)(7.11) 鉛(Pb)に変更し、鉄(Fe)とともに原子吸光分析法に変更する。		ISO 6353-3:1987, Reagents for chemical analysis-Part 3-Specifications-Second series R 79 Potassium dihydrogen phosphate(MOD)	一般社団法人日本試薬協会 一般財団法人日本規格協会
41	JIS	改正	K9032	レソルシノール(試薬)	Resolcinol (Reagent)	この規格は、試薬として用いるレソルシノールについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験に用いるキャリアーガスに窒素ガスを追加する。 ・警告を記載する。			一般社団法人日本試薬協会 一般財団法人日本規格協会
42	JIS	改正	K9523	ニトロメタン(試薬)	Nitromethane (Reagent)	この規格は、試薬として用いるニトロメタンについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・純度試験に用いるキャリアーガスに窒素ガスを追加する。 ・水分試験の試料量を変更する。 ・不揮発物の試験で、器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、乾燥を105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を明確化した。			一般社団法人日本試薬協会 一般財団法人日本規格協会
43	JIS	改正	K9702	ジメチルスルホキシド(試薬)	Dimethyl sulfoxide(Reagent)	この規格は、試薬として用いるジメチルスルホキシドについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・性状(5.1) “水及びエタノール(99.5)に混ざりやすく、ジエチルエーテルには極めて混ざりにくい。”に変更する。 ・純度(HCONH2)(GC)(7.2) 単位を面積百分率に変更し、ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスの種類に窒素ガスを追加する。 ・水分(7.7) “滴定溶媒は、JIS K 8891に規定するメタノール又は水分計の製造業者が推奨するものとする。”に変更する。 ・不揮発物(7.8) 器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、蒸発乾燥後の乾燥は、105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を設定する。 ・ざ酸(HCOOHとして)をざ酸(HCOOH)に変更する。			一般社団法人日本試薬協会 一般財団法人日本規格協会
44	JIS	改正	K9703	2,2,4-トリメチルペンタン(試薬)	2,2,4-Trimethylpentane (Reagent)	この規格は、試薬として用いる2,2,4-トリメチルペンタンについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・定性方法の蒸気吸収スペクトルの例を最新のものに変更する。 ・不揮発物の試験方法を見直して、器具としてガラス製及びアルミニウム製の蒸発皿及び装置として沸騰水浴に加えホットプレートの使用を可能とし、蒸発乾燥後の乾燥は、105℃で30分間に変更し、恒量操作を行わない条件を設定する。 ・規格項目に酸(CH3COOHとして)を追加した。			一般社団法人日本試薬協会 一般財団法人日本規格協会
45	JIS	改正	P8215	パルプ 極限粘度数測定方法 - 銅エチレンジアミン法	Pulps - Determination of limiting viscosity number in cupri-ethylenediamine(CED) solution (現行名称) Cellulose in dilute solutions- Determination of limiting viscosity number- Method in cupri-ethylene-diamine (CED) solution	この規格は、パルプの銅エチレンジアミン(CED)溶液の希薄濃度における極限粘度数を測定する方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称の変更 ・適用範囲の変更 ・試料の乾燥方法の基準の明確化 ・校正用粘度計に関する説明及び操作方法の注記の追加。 ・附属書A.7(銅エチレンジアミン溶液の濃度の標定方法)における塩酸使用量に係る規定の追加。 ・銅エチレンジアミンの名称に係る注記		ISO 5351:2010, Pulps - Determination of limiting viscosity number in cupri-ethylenediamine (CED) solution(MOD)	紙パルプ技術協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和6年4月1日～令和6年4月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
46	JIS	改正	R9200	せっこう及び石灰に関する用語	Glossary of terms related to gypsum and lime	この規格は、せっこう及び石灰に関連する学会又は関係業界において用いられる主な用語及び定義について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・圧縮強さ旧規格では、参照JISが違うので、歯科用硬質せっこうと歯科用焼せっこうを別々に定義していたが、参照JISのT 6604及びT 6605が廃止され、参照JISは共通のT6600となったので定義も歯科用せっこうに統一した。 ・吸油量吸油量の測定においてDOPが使われているため、以下の定義を追加した。 炭酸カルシウムの品質試験の一つで、煮あまに油、精製あまに油などの最大吸収量(JIS K 5101-13-1及びJIS K 5101-13-2)のこと。流動パラフィン又はDOP[フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)]を用いる場合もある。 ・始発時間時間をはっきりさせるため、“スラリーを流し込み、”を“せっこうプラスターに水を加えた時から”に変更した。 ・終結時間時間をはっきりさせるため、“スラリーを流し込み、物理的な硬化がほぼ終了するまでの”を“せっこうプラスターに水を加えた時から物理的な硬化がほぼ終了するまでの”に変更した。 ・水酸化ドロマイト定義があいまいではっきりさせるため、以下の定義に変更した。 $Ca(OH)_2 + Mg(OH)_2$ 。軽焼ドロマイト及び水を反応させて得られるもので主成分は水酸化カルシウム及び水酸化マグネシウム。			無機マテリアル学会 一般財団法人日本規格協会
47	JIS	改正	T3210	滅菌済み注射筒(追加)	Sterile injection syringes	この規格は、針付き又は針無しの、プラスチック又はその他の材料で作られた滅菌済み皮下用注射筒について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 表2(公称容量の許容差、デッドスペース、目盛及び漏れ)へ2011年版において規定されていた公称容量“2 mL未満(一般用)”の注射筒を追加し、それに対する規定値を追加する。 次のとおり表2へ追加する。 ・“注射筒の公称容量 mL”に、“2未満(一般用)”を追加する。 ・“段階的な公称容量の許容差、半分以上の公称容量”に、“公称容量目盛まで水を吸い入れた後、ゼロ目盛まで押し出して得た水量の±5%”を追加。 ・“最大デッドスペース mL”に、“公称容量の10%”を追加。 ・“公称容量に対する目盛の最低長、mm”に、“25”を追加。 ・“目盛の間隔(目量) mL”に、“0.5”を追加。 ・“目盛数字の増加容量 mL”に、“0.1、0.2、0.3又は0.5の目盛数字間隔の組合せ”を追加。 ・“漏れ試験”の“側力 N”に“0.25”を追加。また“漏れ試験”の“軸方向圧 kPa”に“300”を追加。		ISO 7886-1:2017, Sterile hypodermic syringes for single use—Part 1: Syringes for manual use(MOD)	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 一般財団法人日本規格協会
48	JIS	改正	Z4751-2-54	医用電気機器—第2-54部: 撮影・透視用X線装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Medical electrical equipment—Part 2-54: Particular requirements for the basic safety and essential performance of X-ray equipment for radiography and radioscopy	この個別規格は、X線撮影画像及び間接X線透視画像を得ることを意図したME機器及びMEシステムの基礎安全及び基本性能について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・製造業者がME機器、又はMEシステムが、ホームヘルスケア環境での使用を意図していることを宣言する場合には、下記の副通則を適用することを追加する。 IEC 60601-1-11:2015+AMD1:2020 (Medical electrical equipment—Part 1-11: General requirements for basic safety and essential performance—Collateral Standard: Requirements for medical electrical equipment and medical electrical systems used in the home healthcare environment) ・製造業者がME機器、又はMEシステムが、救急医療環境での使用を意図していることを宣言する場合、下記の副通則を適用することを追加する。 IEC 60601-1-12:2014 +AMD1:2020 (Medical electrical equipment—Part 1-12: General requirements for basic safety and essential performance—Collateral Standard: Requirements for medical electrical equipment and medical electrical systems intended for use in the emergency medical services environment) ・用語の定義において、医療用の線量計を一般的なものと明確に区別するため、一般定義語の線量計(DOSEMETER)から新たな定義語の線量計(DOSIMETER)に変更する。また、IEC TR 60788:2004 (Medical electrical equipment—Glossary of defined terms)に記載の定義語で、この規格でだけ使用する定義語を追加する。 ・JIS T 0601-1:2023 (医用電気機器—第1部: 基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項)、JIS Z 4751-2-28:2018 (医用電気機器—第2-28部: 診断用X線管装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項)の要求で十分であるため、この規格での「X線管装置の過度の温度に対する保護」の要求を削除する。 ・JIS T 0601-1:2023の表示灯に関する規定の変更に伴い、X線関連の状態表示との区別や、アラーム表示光の色に関する要求事項を明確に規定する。		IEC 60601-2-54:2022, Medical electrical equipment—Part 2-54: Particular requirements for the basic safety and essential performance of X-ray equipment for radiography and radioscopy(IDT)	一般社団法人日本画像医療システム工業会 一般財団法人日本規格協会
49	JIS	改正	Z8000-1	量及び単位—第1部: 一般	Quantities and units—Part 1: General	この規格は、量、量体系、単位、量記号及び単位記号、並びに一貫性のある単位系、特に国際量体系(ISQ)に関する一般的な情報及び定義について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 a) 箇条0.2(表の記列) ・JIS Z 8000規格群の第3部から第12部に定める規格表の統一様式を定める。 b) 箇条2(引用規格)及び箇条3(用語及び定義) ・国際計量計測用語(ISO/IEC Guide 99: VIM)による量体系に基づくことを明確にする。 c) 附属書A(定数)の引用 ・附属書A(量に使用される特定用語)のうち定数は、CODATAの最新の調整に基づく推奨値を参照することを明示する。 d) 附属書JA(規定)の追加 ・旧JISに規定されていたが、対応国際規格から削除された国際単位系をJISとして記載した。		ISO 80000-1:2022, Quantities and units—Part 1: General(MOD)	一般社団法人日本計量振興協会 一般財団法人日本規格協会
50	JIS	改正	Z8000-6	量及び単位—第6部: 電磁気	Quantities and units—Part 6: Electromagnetism	この規格は、電磁気の量に関する名称、記号、定義及び単位記号について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 a) 序文中の特記事項に、JIS利用者の理解を助けるため、“二乗平均平方根値、実効値”の定義を追加する。 b) 単位記号の表記方法について、国際規格との整合を図るため、7つのSI単位の次元と指数で表記する方法を追加する。 c) 量、単位及び定義として、国際規格との整合を図るため、“原型束(protoflux)”、“総(全)束”、“真空中のインピーダンス”及び“真空のアドミタンス”の4量を追加し、“電流鎖交数”を削除する。		IEC 80000-6:202x, Quantities and units—Part 6: Electromagnetism(IDT)	一般社団法人日本計量振興協会 一般財団法人日本規格協会